平成27年度の測量・建設コンサルタント業務に係る入札制度等の見直しについて　　お　知　ら　せ

岡山県土木部

岡山県の測量・建設コンサルタント業務に係る入札制度等について、次のとおり見直しを行い、平成２７年４月から実施しますので、お知らせします。

Ⅰ　電子くじの導入

平成２７年４月１日以降に電子入札システムを用いて応札を行う業務から、同額の場合に紙や棒などを用いて行っていた「くじ」について、入札参加者等が入札価格を入力する応札画面で、あらかじめ「くじ番号」を入力し、落札候補者を決定する「電子くじ」を導入します。なお、「くじ番号」を入力しない場合は応札を行えません。

【参考】電子入札システム機能追加のお知らせ
：http://www.pref.okayama.jp/page/415376.html

Ⅱ　委託業務に配置する技術者の資格の追加

土木工事に係る、設計金額が１千万円以上の委託業務について、業務ごとに配置する主任技術者及び照査技術者に必要な資格等を、別紙のとおり求めることとします。

Ⅲ　委託業務の成績評定結果の通知

平成２７年４月１日以降に指名通知を行う業務から、岡山県農林水産部及び土木部が発注する建設工事に係る委託業務（現場技術業務、建築設計等委託業務及び建築工事監理委託業務を除く。）に適用する成績評定及び通知要領に基づき、委託業務成績評定結果を通知することとします。

また、本要領については、次により公表します。

【参考１】岡山県委託業務成績評定及び通知要領の制定について
：http://www.pref.okayama.jp/page/419344.html

【参考２】建築設計等委託業務及び建築工事監理委託業務における成績評定について
：http://www.pref.okayama.jp/page/414673.html

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ（http://www.pref.okayama.jp）から → 画面左上の［組織で探す］をクリック　→［土木部］をクリック →［技術管理課］をクリック

【問合せ先】
入札制度等の見直しについて
土木部技術管理課技術指導班
ＴＥＬ　０８６－２２６－７４６０

別　紙

土木工事に係る委託業務の技術者の資格要件

土木工事に係る下記の業務について、技術者の資格要件を定めます。
なお、個別業務で追加の技術者資格を求める場合があるため、受注に必要な資格については、個別の特記仕様書を確認願います。

業務の種類	設計金額	主任技術者	照査技術者
測量業務	1千万円以上	・測量士	・同左
	1千万円未満	・同上	・照査を行うに必要な能力と経験を有する技術者
設計業務	1千万円以上	・技術士 ・技術管理者 ・RCCM ・土木学会認定上級土木技術者	・同左
	1千万円未満	・技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者	・照査を行うに必要な能力と経験を有する技術者
地質・土質調査業務	1千万円以上	・技術士 ・技術管理者 ・RCCM ・土木学会認定上級土木技術者	・同左
	1千万円未満	・技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者	・照査を行うに必要な能力と経験を有する技術者
用地調査等業務	1千万円以上	・当該業務の主たる補償業務に関し7年以上の実務経験を有する技術者 ・当該業務の主たる補償業務に関する補償業務管理士 ・発注者が上記の者と同等の知識及び能力を有すると認めたもので、特記仕様書に定める業務経験を有すること。	・主任技術者と同等の能力と経験を有する者
	1千万円未満	・同上	・同左
工損調査業務	1千万円以上	・補償コンサルタント登録規定に規定する事業損失部門の登録を行っている者 ・発注者がこれらの者と同等の知識及び能力を有すると認めた者	・同左
	1千万円未満	・同上	・照査を行うに必要な能力と経験を有する技術者
現場技術業務	1千万円以上	・1級土木施工管理技士取得後5年 ・技術士 ・技術管理者 ・RCCM ・土木学会認定1級土木技術者	
	1千万円未満		

※本業務において資格名称に関する必要な資格は次のとおりとする。

資格名称	必要な資格
測量士	測量法に基づく測量士の有資格者
技術士	技術士法に規定する技術士（業務に該当する部門）
技術管理者	建設コンサルタント登録規定により登録された技術管理者
RCCM	（一社）建設コンサルタンツ協会により登録されたシビルコンサルティングマネージャー
土木学会認定技術者 （上級、1級）	（公社）土木学会が認定する土木技術者 ・土木学会認定上級技術者（特別上級技術者及び上級技術者） ・土木学会認定1級技術者（特別上級技術者、上級技術者及び1級技術者）
補償業務管理士	（一社）日本補償コンサルタント協会の「補償業務管理士研修及び検定試験実施規定」第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録されている者